

議第142号

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

県職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「第29条第1項の各号」を「第29条第1項各号」に、「因り」を「より」に、「場合には、同項」を「ときは、前項」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、「第4条第3項」を「次条第3項」に改め、同条第6項中「者」を「者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」に改める。

(山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部改正)

第2条 山形県職員等に対する退職手当支給条例(昭和28年10月県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附則第43項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(山形県職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 山形県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員等を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第21条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第4条 山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年12月県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第15条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第18条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成14年12月県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第18条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第19条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第22条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正等に伴い、規定の整備を図るため提案するものである。

議第143号

山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

山形県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第327号から第329号までを次のように改める。

(327) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）附則第3条第4項前段の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条に規定する開設者が行う申請を除く。）に対する審査

(328)及び(329) 削除

第2条第1項第423号の12の表以外の部分中「次」を「建築物1棟につき、次」に、「額」を「額を合算した額」に改め、同号の表の付表第1から付表第3までの規定中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改め、同項第423号の13の表以外の部分中「次の表」を「申請に係る建築物の計画の変更に係る建築物1棟につき、次の表（当該変更の内容が当該計画に新たな他の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を追加するものであるときは、当該追加する他の建築物にあつては、1棟につき、前号の表）」に、「額」を「額を合算した額」に改め、同号の表の付表第1から付表第3までの規定中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改め、同項第456号の2及び第456号の3中「の規定」を「（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第2項第1号の表中

1,900円

を

1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円）

に改め、同項第3号の表を次のように改める。

区分	金額
----	----

イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに交付する場合	1,700円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、1,700円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
	上記以外の者に交付する場合	2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額）
ロ 仮運転免許に係る運転免許証		1,150円

第2条第2項第4号の表中 「3,500円」 を 「2,250円」 に改める。

第2条 山形県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第326号の2を第326号の2の2とし、第326号の次に次の1号を加える。

(326)の2 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請に対する審査
地方卸売市場認定申請 15,000円
手数料

第2条第1項第327号から第329号までを次のように改める。

(327)から(329)まで 削除

附 則

この条例は、令和元年12月21日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条第1項第423号の12の表以外の部分、同号の表の付表第1から付表第3まで、同項第423号の13の表以外の部分及び同号の表の付表第1から付表第3までの改正規定
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (2) 第1条中第2条第1項第456号の2及び第456号の3の改正規定
道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号に定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- (3) 第2条の規定 令和2年6月21日
- (4) 第1条中第2条第2項第1号の表、第3号の表及び第4号の表の改正規定 規則で定める日

提 案 理 由

卸売市場法等の規定に基づく地方卸売市場の認定の申請をする者等から手数料を徴収するとともに、運転免許試験手数料等の額の適正化を図るため提案するものである。

議第144号

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県心身障がい者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

山形県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和54年10月県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項各号を次のように改める。

- (1) 精神の機能の障がいにより年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

提 案 理 由

心身障がい者扶養共済制度の年金管理者の要件について見直しを行うため提案するものである。

議第145号

山形県卸売市場条例を廃止する条例の設定について

山形県卸売市場条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県卸売市場条例を廃止する条例

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年6月21日から施行する。

提 案 理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、地方卸売市場の開設の許可に係る手続等を廃止するため提案するものである。

議第146号

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県漁港管理条例の一部を改正する条例

山形県漁港管理条例（昭和44年3月県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「工作物の設置を目的とする占用にあつては3年、その他の場合にあつては1月」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

漁港施設を占用させることができる期間を延長するため提案するものである。

議第147号

山形県景観形成審議会条例の設定について

山形県景観形成審議会条例を次のように制定する。

山形県景観形成審議会条例

(設置)

第1条 山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号）及び山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県景観形成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第7条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年2月8日から施行する。
(山形県屋外広告物条例の一部改正)
- 2 山形県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。
第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条中「審議会」を「山形県景観形成審議会」に改める。

第21条の4第1項第2号中「広告業者で」を「広告業者（第21条第1項又は第3項の登録を受けて広告業を営む者をいう。以下同じ。）で」に改める。

附則第5項中「審議会」を「山形県屋外広告物審議会」に改める。

(山形県景観条例の一部改正)

- 3 山形県景観条例の一部を次のように改正する。
目次中「第6章 山形県景観審議会（第34条―第41条）」を「第6章 削除」に改める。
第3条第3項中「山形県景観審議会」を「山形県景観形成審議会（以下「審議会」という。）」に改める。
第7条第2項、第16条第1項、第17条、第19条第1項、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第29条第2項及び第32条第2項中「山形県景観審議会」を「審議会」に改める。
第6章を次のように改める。

第6章 削除

第34条から第41条まで 削除

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県屋外広告物審議会又は山形県景観審議会に諮問されている事項については、審議会に諮問されているものとみなす。

提 案 理 由

山形県屋外広告物審議会及び山形県景観審議会を廃止し、山形県景観形成審議会を設置するため提案するものである。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」を「停車帯、自転車通行帯」に改め、同条第5項中「車道の」を「車道（自転車通行帯を除く。）の」に改める。

第6条第2項中「副道」を「副道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第10条第1項中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第11条第1項中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第32条第3号中「車道」を「車道（自転車通行帯を除く。）」に改める。

第41条中「第8条第1項」を「第8条第1項、第9条第1項及び第2項」に改める。

第42条中「第8条」を「第8条、第8条の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

県道における自転車通行帯等の構造の技術的基準を定めるため提案するものである。